

令和3年1月より

産後のお母さんの健診費用を助成

～産婦健康診査事業～

出産後はホルモンバランスや環境の変化などから、心身の不調をきたしやすいといわれています。出産後2週間、1か月など産後間もない時期に、産科医療機関等で、こころと体の健康チェックを受けましょう。

◆対象となる方◆ ※次の条件をすべて満たす方

1. 令和3年1月1日以降に産婦健康診査を受診する方
2. 産婦健康診査の受診日に福岡市内に居住する方
3. 出産後8週未満の方

◆時期・回数◆

1回の出産当たり2回以内

(受診時期の目安：出産後2週間頃と出産後1か月頃)



◆健診内容◆

1. 問診（生活環境，授乳状況，育児不安，精神疾患の既往歴，服薬歴等）
2. 診察（子宮復古状況，悪露，乳房の状態等）
3. 体重・血圧測定
4. 尿検査（蛋白・糖）
5. エジンバラ産後うつ病質問票

※ 上記以外や、保険適用となる検査・治療、赤ちゃんの健診は助成対象外です。

※ すべての健診内容を実施していない場合は、助成の対象とならない場合があります。

※ 健診の結果によっては、医療機関等からお住まいの区保健福祉センターに連絡する場合があります。

◆助成方法◆

1. 福岡市内の実施医療機関で健診を受ける場合

区健康課で交付する「福岡市妊婦健康診査・産婦健康診査助成券つづり」に助成券が綴られています。助成券を持参の上、実施医療機関を受診してください。

2. 市外など実施医療機関以外で健診を受ける場合（日本国内の医療機関に限る）

一旦、自己負担いただいた後、助成（償還払い）の手続きを行って下さい。
(裏面「償還払いの手続きについて」をご覧ください)。

<お問合せ先> 各区保健福祉センター健康課（裏面をご覧ください）

または、福岡市役所こども未来局こども部こども健全育成課

電話：092-711-4065 FAX：092-733-5534

Mail：kenzenikusei.CB@city.fukuoka.lg.jp

<償還払いの手続きについて>

表面の「対象となる方」で、令和3年1月1日以降に福岡市外の医療機関等で産婦健康診査を受け、その費用を自己負担された方は、申請を行うことで助成（償還払い）を受けることができます。お住まいの区の保健福祉センター健康課にて、お手続きください。

<助成上限額> 産婦健康診査1回につき、5,000円 計2回まで

<申請先> お住まいの区の保健福祉センター健康課（下記参照）

<必要書類等>

- ①福岡市新生児聴覚検査・産婦健康診査助成金交付申請書（請求書）★
 - ②産婦健康診査の費用が分かる領収書または証明書★（受診日、健診項目、医療機関の名称、証明印、金額を記載）でも可。
 - ③健診結果及び医療機関名や助産所名の記載がされた助成券の料金請求用ページ。または「産婦健診結果票★」。
※医療機関等にて産婦健診助成券の料金請求用ページに健診結果を記載してもらってください。
 - ④母子健康手帳
 - ⑤振り込み先口座の通帳のコピー（預金名義人等が確認できるページ）
- ★の様式は福岡市HPからもダウンロードできます（証明書、産婦健診結果票は任意の様式も可）。

<申請期限>

助成対象となる産婦健康診査を最後に受けた日から6か月後の月末まで

<申請及び問い合わせ先>

担当課	住所	電話番号	FAX番号
東区保健福祉センター健康課	東区箱崎 2-54-27	645-1077	651-3844
博多区保健福祉センター健康課	博多区博多駅前 2-8-1	419-1095	441-0057
中央区保健福祉センター健康課	中央区舞鶴 2-5-1 6F	761-7338	734-1690
南区保健福祉センター健康課	南区塩原 3-25-3	559-5119	541-9914
城南区保健福祉センター健康課	城南区鳥飼 5-2-25	844-1071	822-5844
早良区保健福祉センター健康課	早良区百道 1-18-18	851-6622	822-5733
西区保健福祉センター健康課	西区内浜 1-4-7	895-7055	891-9894